



活彩あおもり

(要望先を転記) 殿

アスベスト対策の推進について

# 要 望 書

青 森 県

## アスベスト対策の推進について

本年6月以降、アスベスト製品製造工場の従業員や家族及び周辺住民の健康被害の状況が公表され、社会問題化していることから、県民のアスベストに対する健康や環境への不安が高まっております。

このため、本県では、7月14日にアスベスト問題庁内連絡会議を設置し、関係部局が情報を共有し、連携して、公共用施設や学校等におけるばく露防止対策等の被害の拡大防止、健康相談窓口の設置等に取り組んできたところで

す。

更に今月6日には、同会議を、副知事を本部長とするアスベスト問題対策本部として拡充し、取組を強化しております。

しかし、アスベストに係る健康被害は、発症までの期間が数十年と長く、将来にわたって患者の発生が予想されることから、県民の不安を払拭するには、アスベスト対策を一層強化していく必要があります。

については、国において、国民の安全と安心を確保する立場から、次の措置を早急に講じられるよう、強く要望します。

- 1 関係省庁が設置している各種相談窓口と各自治体の窓口との相互連携を強化するとともに、最新の知見を取りまとめた十分な情報提供を行うなど、専門的な相談支援体制を充実すること。
- 2 アスベスト製品を過去に製造していた事業所の周辺住民等について、健康被害の実態調査を行い、健康被害を受けた周辺住民等に対する健診、医療費補助、救済措置としての補償等の必要な措置を講じること。
- 3 アスベストを含む建築物の解体、補修等に伴うアスベストの飛散防止対策を一層推進するため、「大気汚染防止法」等の規制を拡充するとともに、その監視体制の一層の強化を図ること。また、廃アスベストの適正処理を一層推進すること。
- 4 公共及び民間建築物のアスベスト使用確認検査及び除去等の改善措置に対する助成制度及び融資制度を創設すること。
- 5 アスベストについての環境基準を設定するとともに、一般環境の継続的なモニタリングを実施し、住民の不安解消に努めること。
- 6 建築物に使用されている吹付けアスベストやアスベスト含有建材の製造及び使用の実態、並びにこれらの経年劣化や管理方法について国民への情報提供を行うとともに、室内環境における許容基準を示すこと。
- 7 アスベスト含有製品の全面禁止を早期に達成するため、代替化の促進を図ること。
- 8 安全かつ安価な分析方法や除去等の処理方法の研究、開発を早急に行うこと。

平成17年10月13日

青 森 県 知 事      三 村 申 吾

青 森 県 議 会 議 長      山 内 和 夫